

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく疾患が診断された場合における連絡等対応マニュアル

平成15年 3月18日
防疫・安全委員会 承認
(改正 平成15年 9月19日)
(改正 平成17年 2月25日)

本マニュアルは、九州大学教職員、学生（研究生等を含む。）、共同研究等のため他機関（外国の機関を含む。）から来学している研究者及び本学施設で業務に従事している者（以下「教職員・学生等」という。）が、九州大学病院（（医科部門・歯科医療センター（以下「医科部門等」という。））及び別府先進医療センター（以下「別府センター」という。）で「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年10月2日法律第114号）」（以下「感染症に関する法律」という。）に基づく感染症類型1類から4類（別紙疾患名参照）に定める疾患患者（以下「感染症患者」という。）と診断された場合における取り扱いについて定めるものとする。

教職員・学生等が、感染症患者と診断された場合における学内連絡及びその対応は、次のとおりとする。

なお、学内関連部局への連絡に関しては、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」の順守及び感染症患者のプライバシーに配慮する必要があるため必要最小限の者に限定するものとし、取り扱いには十分留意すること。

また、教職員・学生等が結核予防法（昭和26年3月31日法律第96号）に定める患者と診断された場合も、これに準じて対応するものとする。

感染症患者を診断した時の保健所への届出
医師は、1類から4類に掲げる感染症患者を診断した時は、感染症に関する法律に基づき、直ちにその者の氏名、年齢、性別等の事項を所轄の保健所へ届け出ることになっている。

1. 九州大学病院（医科部門等）及び別府センターで教職員・学生等に感染症が確認された場合における学内関連部局等への連絡

（1）感染症患者診断による対応

感染症患者を確認した医師（以下「担当医師」という。）は、当該感染症患者が本学の教職員・学生等である場合には、感染予防のため、患者本人の同意を得た上で感染症患者診断報告書（別紙様式1）（以下「診断報告書」という。）を作成し、九州大学病院（医科部門等）にあっては医療管理課長に、また、別府センターにあっては事務室長に、その旨連絡すること。

なお、患者本人の同意が得られない場合には、患者の意志を十分尊重し、個人を識別できない形で報告書を作成して対応すること。

前記により連絡を受けた医療管理課長又は事務室長は、直ちに九州大学病院長（以下「病院長」という。）又は別府先進医療センター長（以下「別府センター長」という。）に報告すると共に、緊急連絡体制（別紙）により迅速に感染症患者の所属する部局の事務長又は担当課長（以下「事務長等」という。）に対し第一報の連絡を行った後、速やかに、感染症患者発生報告書（別紙様式2）（以下「発生報告書」という。）に診断報告書を添えて事務長等に報告を行うこと。

なお、日本語研修生等留学生センターに属する留学生の場合は、留学生課長へ連絡すること。

また、事務室長から連絡を受けた別府センター長はその旨を病院長に報告すること。

前記により連絡を受けた事務長等は、当該部局長に報告し、指導教員等への連絡など必要な措置を講ずると共に、その対応状況等（部局における措置、保健所の消毒状況等）を記録すること。

また、記録した対応状況等（様式随意）に診断報告書を添えて、速やかに関連する 示す事務局連絡担当課長及び健康科学センター長（以下「センター長」という。）へ連絡すること。

事務局連絡担当課長は、研究戦略課長、人事課長、国際交流課長、留学生課長及び学生生活課長とする。（別紙 緊急連絡体制参照）

事務局連絡担当課長は、総長及び安全衛生推進室長へ報告する。総長は必要に応じて安全衛生・環境保全委員会を招集するものとする。

（２） ２次感染拡大の恐れ等緊急時対応

担当医師は、上記（１）による対応の他、必要に応じて病院の感染症専門医師と相談の結果、２次感染拡大の恐れがあり、緊急な防止措置を講ずる必要があると思われる時は、感染症に係る緊急対応必要理由書（別紙様式３）（以下「必要理由書」という。）により直ちに病院長又は別府センター長に報告すること。

前記により報告を受けた病院長又は別府センター長は、必要な措置を講ずると共に、安全衛生・環境保全委員会の開催を要請する必要があると認めた場合は、直ちに医療管理課長又は事務室長を通じて学生生活課長にその旨連絡すること。

また、別府センター長は、病院長にその旨報告すること。

なお、学生生活課長への連絡に当たっては、感染症に係る緊急対応必要報告書（別紙様式４）に診断報告書及び必要理由書を添えて行うものとする。

前記連絡を受けた学生生活課長は、直ちにその旨を総長及び安全推進室長に報告すること。

総長は、安全衛生・環境保全委員会を招集し、対策を講ずるものとする。

２．九州大学病院（医科部門等）及び別府センター以外の医療機関で教職員・学生等に感染症が確認された場合における保健所からの本学施設に係る消毒等に関する情報

保健所からの連絡は、福岡市及び春日市に所在する５地区（箱崎・病院・六本松・筑紫・大橋）については健康科学センターの医師に、また、別府地区については別府センター産業医（以下「医師等」という。）宛に入ることとなっている。不在等により医師等以外の者が連絡を受けた時は、速やかに医師等に連絡を取ること。

保健所からの連絡を受理した医師等は、その内容を本学施設に係る消毒等に関する報告書（別紙様式５）（以下「施設消毒等報告書」という。）に取りまとめ、直ちにセンター長又は別府センター長に報告すると共に、筑紫地区事務部教務課長（以下「教務課長」という。）又は事務室長に連絡すること。

なお、保健所からの連絡内容に「患者との接触者検診に関する指示事項」があった場合には、センター長又は別府センター長は病院長と連絡をとり関連部

局長と協議の上、速やかに対応措置を講ずるものとする。

前記 により連絡を受けた教務課長又は事務室長は、施設消毒等報告書を添付して速やかに学生生活課長に連絡すること。

前記 により連絡を受けた学生生活課長は、緊急連絡体制に基づき関連する事務長等に連絡すると共に、必要がある場合には速やかに総長及び安全衛生推進室長に報告すること。

なお、日本語研修生等留学生センターに属する留学生の場合は、留学生課長へ連絡すること。

前記 により連絡を受けた事務長等は、当該部局長に報告し、指導教官等への連絡など必要な措置を講ずると共に、その対応状況等（部局における措置、保健所の消毒状況等）を記録すること。

また、記録した対応状況等（様式随意）に施設消毒等報告書を添えて、速やかに事務局連絡担当課長に連絡すると共に、施設消毒等報告書に記載のセンター長又は別府センター長に当該部局における対応状況等を報告すること。

事務局連絡担当課長は、総長及び安全衛生推進室長へ報告し、安全衛生推進室長は必要に応じて安全衛生・環境保全委員会へ報告すること。

福岡市・春日市の5地区及び別府地区以外について保健所からの連絡を受けた者は、緊急連絡体制（別紙）により直ちに関連する事務長等に連絡すること。連絡を受けた事務長等は速やかに学生生活課長に連絡するとともに前記 に準じた措置を講ずること。

なお、連絡を受けた学生生活課長は前記 に準じた措置を講ずること。

3. 本学における健康診断及び日常の健康相談業務で教職員・学生等に感染症患者の疑いが生じた場合の対応

健康科学センターの医師は、健康診断及び日常の健康相談業務で、教職員・学生等に感染症患者の疑いが生じた場合は、速やかに九州大学病院（医科部門等）及び別府センターなど医療機関を紹介するものとする。

紹介先が九州大学病院（医科部門等）及び別府センターの場合は、以後、上記1. の体制に沿って対応すること。

紹介先が九州大学病院（医科部門等）及び別府センター以外の医療機関の場合は、上記2. の体制に沿って対応すること。

4. 安全衛生・環境保全委員会等への報告

事務局連絡担当課長は、事務長等から感染症患者発生に関する診断報告書及び当該部局における対応状況等について報告を受けた場合は、速やかに総長及び安全衛生推進室長に報告する。安全衛生推進室長は、安全衛生・環境保全委員会に発生の日時、対応措置、患者の状況等を報告するものとする。

5. 施行

このマニュアルは、平成17年 3月 1日から施行する。

(別紙様式1) 感染症患者診断報告書

平成 年 月 日

九州大学総長 殿

九州大学病院(医科部門等)又は別府センター _____ 科
担当医師 _____ 印

このたび、本院・別府センターにおいて、本学に係る者が感染症患者と診断されましたので、下記により報告します。

なお、本報告書については、感染症患者の人権に配慮する必要があるため、取り扱いに十分留意願います。

記

感染症疾患名	
診断確認日時	平成 年 月 日() 時 分
患者名等	()歳 男・女
所属部局等	
(身分)	他機関の 外国人 教職員 学生 留学生 日本人研究者 研究者 その他
入院診療科名等	科 主治医 連絡先電話番号()
病状等 (具体的に)	
保健所への届出	平成 年 月 日に届け出済み。

感染予防のため、担当医から上記の事項について説明を受け、総長に報告することを了承いたしました。

平成 年 月 日 患者名・署名 _____

(別紙様式2)

感染症患者発生報告書

平成 年 月 日

関係する部局の事務長
又は担当課長 殿

九州大学病院(医科部門等) 又は
別府センター

医療管理課長又は事務室長 印

このたび、本院・別府センターにおいて、貴部局に係る者が感染症患者と診断されたので、下記により別紙のとおり報告します。

なお、本報告書等については、感染症患者の人権に配慮する必要があるため、取り扱いに十分留意願います。

記

感染症患者診断による対応
(添付資料) ・ 感染症患者診断報告書

(別紙様式3)

感染症に係る緊急対応必要理由書

平成 年 月 日

九州大学病院長
別府センター長 殿

九州大学病院(医科部門等) 又は
別府センター 科

担当医師 _____ 印

このたび、本院・別府センターにおいて、本学に係る者が下記疾患名の感染症患者と診断されましたが、本疾患は下記理由により2次感染拡大の恐れがあり、緊急な防止措置を講ずる必要があると思われまますので、その旨報告します。

記

感染症疾患名	
診断確認日時	平成 年 月 日 () 時 分
2次感染拡大の可能性及び緊急対応の必要内容等	

(別紙様式4)

感染症に係る緊急対応必要報告書

平成 年 月 日

学務部学生生活課長 殿

九州大学病院（医科部門等）又は
別府センター

医療管理課長又は事務室長 _____ 印

このたび、本院・別府センターにおいて、本学に係る者が感染症患者と診断されましたが、2次感染拡大の恐れがあり、緊急な防止措置を講ずる必要があると思われまますので、下記により別紙のとおり報告します。

なお、本報告書等については、感染症患者の人権に配慮する必要があるため、取り扱いに十分留意願います。

記

2次感染拡大の恐れ等に対する緊急時対応

添付資料

感染症患者診断報告書

感染症に係る緊急対応必要理由書

(別紙様式5)

本学施設に係る消毒等に関する報告書

平成 年 月 日

健康科学センター長
別府センター長 殿

健康科学センター 又は
別府センター

医師又は産業医 _____ 印

このたび、所轄の保健所から、感染症患者の発生に伴う本学施設に係る消毒等について連絡がありましたので、下記により報告します。

記

消毒日時	
消毒に伴う来学者数（保健所職員）	
消毒対象施設の範囲	
患者との接触者検診に係る指示事項等	

(別紙 疾患名)

1. 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条に
基づく感染症類型(1類、2類、3類、4類)及び疾患名

感染症類型	疾 患 名
1類感染症 ・患者 ・疑似症患者 ・無症状病原体保有者	1. ペスト 2. ラッサ熱 3. エボラ出血熱 4. マールブルグ病 5. クリミア・コンゴ出血熱 6. 重症急性呼吸器症候群 (病原体がSARSコロナウイルスで あるものに限る。) 7. 天然痘
2類感染症 ・患者 ・無症状病原体保有者	1. コレラ(疑似症を含む) 2. 細菌性赤痢(疑似症を含む) 3. 腸チフス(疑似症を含む) 4. パラチフス(疑似症を含む) 5. ジフテリア 6. 急性灰白随炎
3類感染症 ・患者 ・無症状病原体保有者	1. 腸管出血性大腸菌感染症 (O-157)
4類感染症 ・患者	1. E型肝炎 2. ウエストナイル熱 3. A型肝炎 4. エキノコックス症 5. 黄熱 6. オウム病 7. 回帰熱 8. Q熱 9. 狂犬病 10. 高病原性鳥インフルエンザ 11. コクシジオイデス症 12. サル痘 13. 腎症候性出血熱 14. 炭疽 15. つが虫病 16. デング熱 17. ニパウイルス感染症 18. 日本紅斑熱 19. 日本脳炎 20. ハンタウイルス肺症候群 21. Bウイルス病 22. ブルセラ症 23. 発しんチフス 24. ポツリヌス症 25. マラリア 26. 野兔病 27. ライム病 28. リッサウイルス感染症 29. レジオネラ症 30. レプトスピラ症

- (1) 感染症類型の1類から4類は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条（医師の届出）に基づき、直ちにその者の氏名、年齢、性別その他厚生労働省令で定める事項を最寄りの保健所長を經由して都道府県知事に届け出なければならない。
- (2) 感染症類型の4類の疾患名は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令」第一条に定めるものをいう。

2. 結核予防法に定める疾患

医師は、診察の結果、受診者が結核患者であると診断した時は、結核予防法第22条（医師の行う届出）に基づき、2日以内に、その患者について厚生労働省令で定める事項を、最寄りの保健所長に届け出なければならない。